

関係障がい児通所支援事業所 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室長事務取扱
障がい福祉課長 花田 恭介
(指導係)

支援プログラムの公表内容等の届出及び支援プログラム未公表減算について（通知）

平素より、本県障がい福祉行政の向上に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において新設された支援プログラムの作成・公表及び公表内容等の届出については、「児童発達支援等における支援プログラムの作成・公表及び公表内容等の届出について（通知）」（令和6年8月26日6障第1101号）にて、今年度中に対応いただくようお願いするとともに、令和7年4月1日以降に未届の場合は、支援プログラム未公表減算が適用される旨お知らせしてきたところです。

この度、支援プログラムの公表内容等の届出及び支援プログラム未公表減算の適用等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 届出期限及び届出書類

(1) 令和7年4月1日以前に指定を受けている事業所

令和7年3月31日までに別添「支援プログラムの公表状況に関する届出書」（以下「届出書」という。）を電子メールにて提出

(2) 令和7年4月1日以後に指定を受けた事業所

指定を受けた日から1か月以内に「届出書」を電子メールにて提出

2 提出先

障がい福祉課障がい福祉サービス指導室指導係（e-mail：shougai-shidou@pref.fukuoka.lg.jp）

3 支援プログラム未公表減算の適用時期及び適用期間

(1) 令和7年4月1日以前に指定を受けている事業所

未届の場合、令和7年4月から届出されていない状態が解消されるに至った月まで減算

(2) 令和7年4月1日以後に指定を受けた事業所

未届の場合、指定を受けた月から届出されていない状態が解消されるに至った月まで減算

4 備考

新たに本県ホームページ上に支援プログラムの作成・公表及び公表内容等の届出に係るページを作成し、関連資料を掲載いたしましたので、積極的な活用をお願いいたします。

「支援プログラム作成・公表及び公表内容等の届出について」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shienprogram.html>

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室指導係
電話 092-643-3838（直通）
FAX 092-643-3304